

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	過料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における審査会の定数等に関する条例第3条
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における審査会の定数等に関する条例第3条
処分基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における審査会の定数等に関する条例第3条 （罰則）第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>（1） 正当な理由なしに、法第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>（2） 正当な理由なしに、法第10条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>（3） 法第24条第2項又は法第25条第2項の規定による受給者証の提出又は返還を求められてこれに応じない者</p>
不利益処分をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	不正利得の徴収
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第57条の2第1項・第2項
基準規定	児童福祉法第57条の2第1項・第2項・第6項
処分基準	児童福祉法第57条の2第1項・第2項・第6項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の35第3項
基準規定	児童福祉法第21条の5の6第2項、第24条の31第1項～第3項、第24条の35第1項・第3項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日号外厚生労働省令第29号）
処分基準	児童福祉法第21条の5の6第2項、第24条の31第1項～第3項、第24条の35第1項・第3項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日号外厚生労働省令第29号） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	指定障害児相談支援事業者の業務管理体制に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の40第3項
基準規定	児童福祉法第21条の5の6第2項、第24条の38第1項・第2項・第4項、第24条の40第1項・第3項 児童福祉法施行規則第25条の26の8
処分基準	児童福祉法第21条の5の6第2項、第24条の38第1項・第2項・第4項、第24条の40第1項・第3項 児童福祉法施行規則第25条の26の8 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第24条の36
基準規定	児童福祉法第21条の5の6第2項、第21条の5の15第3項第5号・第5号の2第13号、第24条の6第1項第1号、第24条の26第1項第1号、第24条の28第2項、第24条の30第3項、第24条の31第1項・第2項、第24条の34第1項、第24条の36 児童福祉法施行令第27条の18、第27条の19
処分基準	児童福祉法第21条の5の6第2項、第21条の5の15第3項第5号・第5号の2第13号、第24条の6第1項第1号、第24条の26第1項第1号、第24条の28第2項、第24条の30第3項、第24条の31第1項・第2項、第24条の34第1項、第24条の36 児童福祉法施行令第27条の18、第27条の19 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	障害児に対する障害福祉サービスの提供に係る措置
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第21条の6
基準規定	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の2、第21条の6 児童福祉法施行令第26条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項、第2項・第4項・第5項・第8項・第9項
処分基準	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の2、第21条の6 児童福祉法施行令第26条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項、第2項・第4項・第5項・第8項・第9項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	障害児通所給付費等の給付決定（通所給付決定）の取消し
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第21条の5の9第1項
基準規定	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の6第1項・第2項、第21条の5の8第1項・第3項、第21条の5の9第1項 児童福祉法施行令第25条の4
処分基準	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の6第1項・第2項、第21条の5の8第1項・第3項、第21条の5の9第1項 児童福祉法施行令第25条の4 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（厚生労働省作成） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費等の給付決定（通所給付決定）の取消し
処分権者	市長
根拠規定	児童福祉法第21条の5の13第2項
基準規定	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の6第2項、第21条の5の9第1項、第21条の5の12第1項、第21条の5の13第1項・第2項 児童福祉法施行令第25条の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条7項
処分基準	児童福祉法第4条第2項、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項、第21条の5の6第2項、第21条の5の9第1項、第21条の5の12第1項、第21条の5の13第1項・第2項 児童福祉法施行令第25条の4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条7項 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（厚生労働省作成） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	介護給付費等の不正支給を受けた場合の返還命令
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第2項規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	指定特定相談支援事業者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第4項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の24、第51条の28第2項・第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の24、第51条の28第2項・第4項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の16、第26条の17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の29第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の16、第26条の17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	支給決定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第14条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第14条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	自立支援医療費（育成医療、更生医療）の支給認定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第34条 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知）
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第34条 自立支援医療費の支給認定について（平成18年3月3日障発0303002号厚生労働省・援護局障害保健福祉部長通知） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	自立支援給付の不正利得に対する徴収
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	職権による支給決定の変更
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第12条 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	障害者支援課
処分の名称	地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費の支給決定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10第1項
基準規定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の6
処分基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第26条の6 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（厚生労働省作成） 規定は略
不利益処分をしようとする場合の 手続	事案に応じて聴聞又は弁明の機会の付与
備考	